

令和5年7月 農業委員会総会

令和5年7月25日（火） 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和5年7月の農業委員会総会を開催します。」

「本日は 委員12名全員出席ですので、総会が成立している事をご報告します。」

「また、先ほど、委嘱状の交付が執り行われました農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいております。」

「それでは、開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、7月の行事及び8月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を8月21日、総会開催日を8月28日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

〇〇委員

「9番 〇〇です。来月21日現地調査の割当になっておりますが、当日都合が悪いのですがどうでしょうか。」

会長

「どうでしょうか。事務局の方でお願いします。」

事務局

「今、〇〇委員より発言がありまして、事務局の方で〇〇委員にお願いしておりましたが、当日都合が悪いということで、他の委員さんをお願いしたいと思いますが、事務局側で決めてよろしいですか。」

全委員	「はい。」
事務局	「順番にお願いすることにしております。五反田 ○○委員、来月 21 日ご都合はよろしいですか。」
○○委員	「大丈夫です。」
事務局	「○○委員の代わりに○○委員にお願いしたいと思います。当日案件がありましたら、よろしくをお願いします。」
会長	「他に異議がありませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「それでは次回の現地調査の日程を 8 月 21 日、総会開催日を 8 月 28 日といたします。」
	「次回の調査委員は ○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくをお願いします。」
	「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を○○委員、○○委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願いします。」
事務局	報告事項 2 番 農用地利用集積計画の解約について (詳細説明)
会長	「それでは、引き続き議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	「議案第 11 号について説明します。」
	「総会資料 6 ページをご覧ください。」

<p>事務局</p>	<p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ7ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」</p> <p>「質疑なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第11号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」</p> <p>「それでは、引き続き議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第12号について説明します。」</p> <p>「総会資料18ページをご覧ください。」</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>「次のページ19ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p>

事務局	<p>「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p> <p>「以上です。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第12号 農地法第5条の事案について、調査委員より説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査員（〇〇委員）から説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「3番 〇〇です。7月21日〇〇委員、〇〇委員、旧地元委員の〇〇委員、推進委員の〇〇委員、事務局2名、譲受人の〇〇氏及び行政書士の〇〇氏立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇公民館前の〇〇地区コミュニティセンターがあるその右側の土地です。譲渡人の〇〇氏は休耕地である畑を孫の〇〇氏に贈与される予定です。休耕地は、ビニールハウスのビニールが張られ、その周りは日当たりがよく雑草もなくよく整備されておりました。申請地の周辺には、他人の農地は隣接されておらず、継承には問題ないと思います。転用した場合の申請地周辺の被害ですが、汚水処理及び生活雑排水は、合併浄化槽を使用することによりその水は道路の側溝に流されるということで問題ない。と思います。また、申請地は長期にわたり耕作放棄地であるため盛土や切土を行う必要がなく被害が発生する問題はない。と思います。申請地の東側は幅2mの通路、西側は水路と道路に接し、北側は実家の敷地、南側も幅8mの道路に接しており、周囲には農地はないため被害を及ぼすことはない。と思います。以上です。」</p>
会長	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）からの説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「5番 〇〇です。実は7月21日実施されました現地調査には、立ち会うことができなかつたため、旧地元委員である〇〇委員にお願いしました。」</p>
会長	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）から意見ををお願いします。」</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>「14番 〇〇です。内容的には、調査委員からほとんど説明されました。申請地は、以前は野菜を祖母が作られていて、現在は防草シートを上から張られていて草がはえない状態にされてました。囲いもコンクリートでされており造成する余地もなくそのまま建てられる状況でした。被害防除計画も、しっかりとされた計画で先ほど説明がありましたが、雨水排水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽、放流先は道路側溝となります。また、申請地の後ろに現在住んでいらっしゃる実家があります。日照関係ですが、日が入る設計をされており、周囲に農地もなく、私の方では特に問題ない。と判断しました。ご審議の方よろしくお願ひします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「防草シートを張ってあるので、畑としては全く使わず、何もしてなく転用すると構えていたのでは。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「そういう計画だったのでしょう。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「12番 〇〇です。現地調査の時に話をして、譲受人の〇〇さんの話では、祖母が5～6年前に体を壊されて、畑作業が出来なくなり、保全管理も難しくなり、今の現状の防草シートを張られたようで、転用目的ではありません。」</p>
<p>会長</p>	<p>「失礼しました。」</p> <p>「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p> <p>「何もないようですが、いかがですか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第12号 5条申請については、許可相当相当として進達することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>

<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当として進達することに決定します。」</p> <p>「以上で議案の審議は終了しました。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き協議事項に入ります。事務局よりお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>協議事項1番 令和5年度農業者年金加入推進部長の選任について</p> <p>協議終了</p>
<p>事務局</p>	<p>その他 ・農地利用状況調査に伴う日程調整について 等</p>
<p>会長</p>	<p>「以上をもちまして令和5年7月の農業委員会総会を終了いたします。」</p> <p>議事録署名人</p> <p>会長</p> <p>議事録署名人</p> <p>議事録署名人</p>